

令和8年9月7日開催 静岡県森林審議会（林地保全部会）議事録

審議事項：林地開発許可について

令和8年10月6日

議事録署名人

※議事録署名人について

委員から、諸事情により署名が困難との連絡があり、部会長が委員を指名した。

事務局 (石橋班長)	定刻となりましたので、令和8年度静岡県森林審議会第2回林地保全部会を始めさせていただきます。 事務局で司会を務めます森林保全課の石橋と申します。本日は、個別諮問案件1件と包括諮問案件1件について、御意見を伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。 はじめに、森林保全課長の松野から御挨拶を申し上げます。
事務局 (松野課長)	(挨拶)
事務局 (石橋班長)	次に、議長の選任に移りたいと思います。静岡県森林審議会林地保全部会運営規程第6条に基づき、今泉部会長に議長をお願いしたいと思います。今泉部会長、よろしくお願いいたします。
今泉部会長	はい。それでは、審議に入る前に、傍聴希望者の有無について事務局から報告してください。
事務局 (石橋班長)	はい。本日の傍聴希望者は、おりません。
今泉部会長	次に、事務局から定足数についての報告と資料の確認をお願いします。
事務局 (石橋班長)	はい。まず、定足数の充足状況を報告いたします。本日は、オンラインで御出席の方を含めて4人に御出席いただいております。静岡県森林審議会運営規程第3条の半数以上という成立要件を満たしていることを報告いたします。 本日の資料については、机上のタブレットから御覧ください。オンライン出席の方は、事前にお送りしたファイルを御覧くださいませようよろしくお願いいたします。審議中、タブレットや接続の関係でトラブルがありましたら、事務局までお知らせください。
今泉部会長	委員の皆様におかれましては、積極的な発言と、審議の円滑な進行への御協力をお願いします。 議事録の署名については、名簿順で委員にお願いしたいと思います。委員よろしくお願いいたします。

	それでは、次第に従い、議事を進めます。個別諮問案件について、事務局から説明をお願いします。
事務局 (石橋班長)	はい。ファイルナンバー04「議案一覧（個別諮問）」を御覧ください。本日の個別諮問案件は1件ございます。 浜松市浜名区引佐町における土石の採掘について、審査機関である浜松市から説明いたします。本件は、個別に森林審議会に諮問した開発行為について、本設の防災施設の基数又は位置を変更することから、諮問の取扱い基準第1の1（2）ウに該当し、個別諮問となるものです。資料は、ファイルナンバー05「林地開発調書（遠州砕石株式会社）」を御覧ください。
浜松市 (内山職員)	(説明)
今泉部会長	ただいまの説明について、不明な点、もう少し詳しく聞きたい部分がありましたら、御発言をお願いいたします。 ■■■委員、お願いします。
■■■委員	県境に壁を建設するというのは、どのような理由によるものなのでしょうか。
浜松市 (内山職員)	はい、まず、場内の廃石・廃土を補強土壁に混ぜて処理するためです。また、現在、流域変更により静岡県側に全部の水が流れている状況ですが、最終的には愛知県側に戻さなければならないので、当初から盛土を行う計画になっていましたが、そこをテールアルメ壁で嵩上げしていく計画となっております。
■■■委員	水を戻すことが主な目的だと理解しました。
■■■委員	関連してよろしいでしょうか。地表面の地形としては、愛知県側に流域が戻ると思いますが、盛土の中に浸透した水としては、静岡県側に流出する方向になっているのでしょうか。
浜松市 (内山職員)	断面図を御覧いただければと思いますが、擁壁の排水工事を行わなければ破壊されてしまいますので、やはり排水管を通して低い方に水を流さざるを得ません。
■■■委員	現地でお話を伺ったところ、静岡県からの要望でそのような対応になったと聞いています。この地下部の流出については、特に静岡県側で問題はないのでしょうか。
浜松市 (内山職員)	こちらについては、今回の変更の際して、盛土を行って愛知県側へ水を戻すのは非常に難しいため、静岡県側に流し続けたいという話をしましたが、認められませんでした。このため、この図面のほか関係する書類をすべて見せて相談し、その結果、特に問題はないと

■■■委員	わかりました。最終的な地形が大きく変わり、水の動きが変わるとややこしくなりますが、どこかに置いていくということですね。
浜松市 (内山職員)	はい。
■■■委員	樹種が書いてありますが、これは元々あった木なののでしょうか。また、なぜサンゴジュ、ハンノキ、ヤシャブシが選ばれたのか、その背景を御説明いただけますか。
浜松市 (内山職員)	浜松市内の設計事業者は同じところが行っており、当初からこの樹種が選定され、現在に至っています。
■■■委員	わかりました。
■■■委員	調書の4ページ目、沈砂池の河川改修の項目の右側に「県道横断暗渠について1／1 流下能力を有していないが」と書かれていますが、説明していただけないでしょうか。
浜松市 (内山職員)	はい。こちらの資料とは別に、事業者から申請書の中で「流下能力検討書」をいただいております。その中で、県道横断暗渠について説明があります。資料の矢印にもあるように、こちらに横断暗渠が設置されておりまして、この暗渠を通るものについて流域面積を検討しています。具体的には、この事業区域内の調整池に流入して調整される流域面積と直接放流区域を含む面積が実際に県道横断暗渠に集まってくる流域面積とイコールなので、ここから先のこちら側は何も背負っていない状態です。県道横断暗渠に事業区域全体の流域の水が集まるようになっており、直接放流区域を含む事業区域全体の許容放流量がこの県道横断暗渠の許容放流量から逆算されています。ここを通り切れる、県道横断暗渠の許容放流量を事業区域全体の許容放流量として、事業区域から出てくる水の量が算定されておりますので、1年確率降雨強度だともっと多いのですが、実際には、事業区域からの放流量は調整池で調整されるため県道横断暗渠には県道横断暗渠の許容放流量以下の水量しか流れません。県道横断暗渠には事業区域からの水しか流れませんので、事業区域から排出される水量がこの県道横断暗渠の許容放流量以下になっていることを確認しています。
■■■委員	オリフィスの大きさは、横断暗渠の流下能力を基に設定されているということでしょうか。
浜松市 (内山職員)	横断暗渠については、オリフィスが直接放流量を含んでいないため、オリフィスからの流量にd、e、fの何も調整せずに出てくる水の量を足してもこの横断暗渠の許容放流量以下になるようにしてい

	ます。
■■■■委員	そうなるように設計されているということですね。ただ、横断暗渠が小さくて、1 / 1 の雨が降ると、実際は、溢れる可能性があるということですか。
浜松市 (内山職員)	1 / 1 の雨が降った場合でも、事業区域からの水量は調整池と直接放流量によって既に決定されているため、事業区域からの放流量は50年確率の場合でも変わりません。
■■■■委員	1 / 1 の能力を満たしていないというのは、具体的にはどのような意味でしょうか。
森林保全課 (松野課長)	1 / 1 改修ルールを説明するべきではありませんか。1 / 1 改修というルールがあるが今回は適用しない、ということですよ。
浜松市 (内山職員)	はい。例えば、37 ページで陣座川のここに流下能力のネックポイントを設定した場合、事業区域とそれ以外の流域を全部加味して1年確率降雨強度の基準を満たせないと河川が氾濫してしまいます。このため、開発によって1年確率降雨強度の基準を満たせなくなる場合は、河川改修をしてください、というルールがあります。 今回は、開発地からの水もここにきますし、こちら側の何も手をつけていないところもここに集まります。それで1年確率を満たさない場合は決壊してしまうのですが、今回、ここに集まってくる水は事業区域からしか来ません。事業区域の水の量については、あらかじめ計算してあって、ここを通れる量に調整してありますので、1年確率が満たせなくても特に問題はないと考えます。
森林保全課 (松野課長)	私から補足説明をさせていただきます。もし、私の説明に誤りがあれば、浜松市の方から御指摘ください。 開発を上流部で行う場合、1 / 1、すなわち1年確率降雨強度の水を流せるかどうかが問題になります。例えば、開発地の下流に、開発前から1 / 1 の水を流せない場所が5箇所存在したとします。その上流部で開発を行う場合、1 / 1 の水を流す能力がない場所については、一般的に下流の河川管理者や道路管理者が事業者に対し1 / 1 の水を流せるように河川改修を行うことを求めます。これを1 / 1 ルールといいます。事業者に対しては、とにかくあなたの方の開発行為が原因ではないけれども直してください、というような指導をしています。 今回は、浜松市が、直下の箇所については、直接放流量や調整池からの流量を流せるので1 / 1 改修を求めないと判断したのだと思われます。

浜松市 (内山職員)	はい。
森林保全課 (松野課長)	そして、その適用の有無については、下流の河川管理者や道路管理者など、接続している関係者の方々が判断することになっています。
■■■■委員	わかりました。もう一つお伺いしますが、調書の7ページ目にある「円弧すべりに対する安定検討結果」という項目で、ケース1からケース4までの安全率が記載されています。ケース1やケース2のすべり面は、どのような形で考えていますか。
浜松市 (内山職員)	ケース1から4についてですが、ケース1は4段積みの箇所になります。4段積みの場合はこうなる、3段積みの場合はこうなる、2段積みの場合はこうなる、1段積みの場合はこうなる、という計算を行っています。これらをケース1から4に割り当てて、表にまとめています。 4つの斜面を検討しているというよりは、4段積みまでの耐久性を評価しているかたちです。今回は3段積みまでしか実際にはやりませんが、4段積みとなった場合でも十分に耐えられるかどうかを、円弧すべりに対する安定検討で確認しています。
■■■■委員	例えばケース2の場合、円弧はどういう形で考えられますか。2段積みの箇所対象と書いてありますが、これは今回の補強土壁の先端部分のみを考えているということでしょうか。
浜松市 (内山職員)	(申請書類等を示して■■■■委員に説明)
■■■■委員	計算方法については理解しました。お時間をいただき、ありがとうございました。
■■■■委員	05-6 ページの緑化計画の欄に、種子吹付、ススキ、イタドリ、ヨモギ、ヤシャブシ、コナラと書かれていますが、あえて吹付にコナラを入れなくてもよいのではないかと思います。それは瑣末な話なのですが、いずれにしても地域性種苗でお願いしたいと思います。この開発が始まったのが■■■■とのことで、当時は■■■■ ■■■■かもしれませんが、最近ではそういった外国産の種子はなるべく避けるというのが通例になっております。無理にコナラを大量に集めることで苦労されるくらいなら、小段の部分だけコナラのドングリを使用し、他の部分は草本の種子吹付で構わないので、地域性種苗でお願いします。
今泉部会長	その他御質問等ありますでしょうか。

各委員	(意見なし)
今泉部会長	では、意見の取りまとめに移りたいと思います。委員の皆様からいただいた御質問については、地域性種苗に関することを除き、一通り説明がなされ、委員の皆様にも納得していただけたと思います。 地域性種苗に関しては、過去の付帯意見ではそこまで詳しく踏み込んでおらず、おそらく事業者への指導過程で対応していただくかたちだったのではないかと思います。過去の例をみますと、郷土種への配慮や国産種の使用については、指導事項や付帯意見としたことがあります。が、「地域性種苗」については、指導の中で伝えていただいていたと思います。 この点について、付帯意見としてどのようにまとめるか、御意見をお聞かせいただければと思います。
事務局 (松野課長)	郷土種と地域性種苗は、異なるものなのでしょうか。
■■■■委員	従来は郷土種とっていましたが、「郷土種」となると、例えば、イタドリはイタドリでも北海道産のイタドリ、というように広範囲を指すことになってしまいます。このため、最近では、「地域性種苗」という文言が比較的多く使われていると思います。
事務局 (松野課長)	これまで森林審議会では、「在来種」か「郷土種」という言葉を、どちらかというと「在来種」は日本在来のもの、「郷土種」は近隣の地域のものを指すかたちで使用してきました。
■■■■委員	「在来種」とすると、その地域に存在しない場合でも、在来のものであればよい、ということになりますね。
事務局 (松野課長)	「在来種」というと日本に在来からあったものを指しますが、中国の種子でも「在来種」であればよかったということになるのでしょうか。 「郷土種」は、その地域の、郷土の種という意味合いで言っていますが、「地域種」とは種苗ということで、さらに対象が狭くなるということですね。 これまで、どのような場面で「郷土種」や「在来種」という言葉が使われてきたのか、例えば、高速道路の工事では「在来種」としていたのか、「郷土種」としていたのか、採石場では「郷土種」を用いていたのか、「在来種」を使っていたのかについても確認したいところです。
今泉部会長	両方の用語を使っていますね。「郷土個体」は、過去に用いたことがあるようですね。

事務局 (松野課長)	ミシン目は付けていなかったようです。これまでは「在来種」や「郷土種」という表現を用いてきましたが、今回は「地域性種苗」とするのか、それとも「郷土種」とするのか、どのように取り扱うのがいいでしょうか。
■■■■委員	意味としては「地域性種苗」がいいのですが、「使用すること」とまでは言えないので、「使用を検討すること」といった表現が限界ではないかと思います。
事務局 (松野課長)	2年ほど前までは、付帯意見と指導事項に分かれており、付帯意見は強い要請、指導事項は検討をお願いする程度のものでした。しかし、今はそれらが一緒になってしまったので、「地域性種苗の使用を検討していただきたい」という付帯意見になるのでしょうか。
■■■■委員	意味としては、郷土の種子だとか、国内産でも同じ種でも違うので、ということを伝えていただければと思います。
事務局 (松野課長)	違うので地元の種ということですね。
■■■■委員	この場合、開発を始めてから20年以上経っていて、この場所でもススキの種などを集められそうですし。
今泉部会長	「緑化については、地域性種苗の使用を検討すること」というような文言になるでしょうか。 また、■■■■。■■■■ ■■■■の案件のそのようなケースに対しては、付帯意見を付していましたが、今回はどうでしょうか。
事務局 (松野課長)	過去の■■■■の案件については、「変更許可の内容を遵守し、工事内容の変更が必要な場合は必ず工事を行う前に、変更手続きを行うこと」という付帯意見を付しておりました。
今泉部会長	今回は、■■■■ ■■■■のだと思いますが。
事務局 (松野課長)	これから変更許可を出すので「許可の内容を遵守し」とします。
今泉部会長	今回の場合は、■■■■、「許可の内容を遵守し、確実に防災工事を行うこと。工事内容の変更が必要な場合は、必ず工事を行う前に、変更手続きを行うこと。」という文言ですね。
森林保全課 (松野課長)	ちなみに、事業を引き継いだ際に■■■■ ■■■■という理解でよろしいでしょうか。
浜松市	はい。■■■■。

(内山職員)	
■■■委員	■■■■■のですか。
浜松市 (内山職員)	■■■■■。 ■。
■■■委員	■■■■■だと思いますが。
今泉部会長	他に、委員の皆様から御意見はございますでしょうか。
■■■委員	■■■■■ ■■■■■わけ けですよね。
浜松市 (内山職員)	■■■■■ ■■■■■ ■■■■■状況です。
今泉部会長	では、付帯意見をもう一度読み上げたいと思います。「緑化については、地域性種苗の使用を検討すること。」「許可の内容を遵守し、確実に防災工事を行うこと。工事内容の変更が必要な場合は、必ず工事を行う前に、変更手続きを行うこと。」です。 さらに特に重要な意見を部会から提案することになっていますが、2つ目については当然行わないといけないことですので、2つ目を特に重要な検討したいと思いますが、よろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
今泉部会長	では、ただいま読み上げました内容を部会からの付帯意見とし、2つ目については特に重要な意見とした上で、議案、浜松市浜名区引佐町における土石の採掘に係る林地開発変更許可申請については、「森林法第10条の2第2項の各号の規定に該当しないと認められる」ということで答申します。
今泉部会長	それでは、次の案件に移ります。包括諮問案件について、事務局から報告をお願いします。
事務局 (石橋班長)	はい。ファイルナンバー06「包括諮問案件一覧」を御覧ください。本日御報告する包括諮問案件は、1件でございます。 小山町柳島における「道路の新設」について、計画・審査結果の概要を、審査機関である森林保全課から説明いたします。
森林保全課 (石川技師)	(説明)
事務局 (石橋班長)	本件につきまして、事務局から「開発行為に伴う当該森林の有する公益的機能の低下の影響は、森林法第10条の2第2項の各号に該当しないと認められる。」との答申を出しました。付帯意見は、付し

	ておりません。
今泉部会長	ただいまの説明について、御質問等ある方がいらっしゃいましたら御発言をお願いいたします。 ■■■委員、お願いします。
■■■委員	意見に対応していただいております。まだ十分にまとめきれていないということでしたが、せつかく条件が改善されているようですので、この状況の時はこう、この条件の時はこう、というふうに書いていただいた方がわかりやすくなると思います。特に出来高基準 1,000 本/㎡というのは、イネ科であればあり得ると思いますが、試験方法のところを見ると、ヨモギ、メドハギ、イタドリといった紅葉する広い葉の草ばかりです。果たして 1,000 本/㎡必要なのか疑問に思います。あと数ヶ月置いてみるとか、いや、2ヶ月後にはこうでなければいけないんだとか、もう少し長い期間や広葉の場合の条件の違いというところまで記載していただけるとありがたいです。
森林保全課 (石川技師)	承知しました。
今泉部会長	■■■委員、お願いします。
■■■委員	はい、11 ページにあったかと思いますが、地元からの要望で種子散布を取りやめたという話がありました。その話と今の話が私の中でまだ結びついていません。今の話は、在来種で 1,000 本/㎡という基準を満たせないのも外来種の使用がやむを得ないということでしたが、本数が大事なのか、在来種か外来種かということが大事なのか、あるいは地域の意見が大事なのか。こういった点については、どのように考えればよいのでしょうか。
森林保全課 (石川技師)	地元要望への対応や郷土種での緑化については、林地開発許可の審査基準に書かれていることではなく、あくまで N E X C O が、地元からの要望があったので種子散布をやめ、平場は周りに種子が飛ばないように計画にした、森林審議会で緑化するのであれば在来種や地域性種苗を使用してはいかがかという意見をいただいて対応したという、真摯な対応をしたということになります。
■■■委員	例えば、私自身も何が最適かを断言しにくいのですが、地元の方はおそらく雑草が生えて増えることを嫌がっているのだと思います。そのような状況でトールフェスクやバミューダグラスを植えると、逆に問題が悪化するのではないかと懸念しています。何が正解かは私もよく分かりませんが。

	この点について、どのように対応すべきか悩んでおりますが、今のところは、在来種の利用が難しいので在来種をまばらに植えるよりはこういったものを植えるということですね。この対応について、特に地域の住民から意見が出ていないという理解でよろしいでしょうか。
森林保全課 (石川技師)	特に意見は出ておりませんが、御指摘のとおり、外来種を使用するよりも周辺に自生している種の方が望ましいという意見もあるかもしれません。そういった点も含めて今後の緑化計画の検討にあたるよう、事業者を指導していきたいと思います。
■■■委員	わかりました。
森林保全課 (松野課長)	私から補足いたします。やはり、私どもとしても林地開発の基準はまず第一に守るべきものであり、NEXCOの方も緑化の基準を必ず遵守しなければならないと認識しております。 私どもとしてもできる限り在来種を使用していただきたいという気持ちはありますが、県の指導により無理やり基準を満たさないものを使用し、その結果として法面崩壊が起きてしまうということになっても困ります。 ですので、道路の施工に関する基準は最低限満たす必要があると考えております。 また、防草シートや砂利についてですが、平場に防草シートや砂利を使用するというのはよくあることだと思いますが、法面では、緑化資材に頼らざるを得ない場合が多いと思います。 確かに、布製型枠を張ってしまえば、法面の安定性は向上し、草の生育も抑制できますが、NEXCOとしてはコスト増となるため、全ての法面を布製型枠で処理することは現実的ではないと考えております。 このため、まずは基準を満たし、法面侵食が起きないことが第一の前提であり、その上で県の意見や地元の意見を取り入れていくかたちになると思います。
■■■委員	わかりました。ただ、1,000本/㎡というのはNEXCOの基準であって県の基準ではありませんよね。ですので、その中で、まずは法面を削らないということを前提としてどこまでできるかを協議していただくというところで結構かと思います。どうもありがとうございます。
今泉部会長	その他、御意見・御質問ありますでしょうか。
各委員	(意見なし)

今泉部会長	一通り質問・御意見が出尽くしたようですので、付帯意見の検討に移ります。先ほど、緑化に対する御意見等がございましたが、私は、付帯意見とする内容ではなく、どちらかというと県から事業者への指導、つまり伝えていただくような内容だと考えております。 具体的には、試験条件や期間、さらに地域の方々の意見も踏まえた上で、緑化方法の選定を検討していただくよう伝えていただきたいと思いますと考えております。 部会としては、今回の件に関しては付帯意見を付さない方向で考えておりますが、それでよろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
今泉部会長	はい、ありがとうございました。 それでは、包括諮問案件に関する審議は以上としたいと思います。 最後に、事務局から連絡事項として、次回の林地保全部会について説明してください。
事務局 (石橋班長)	はい。次回 12 月の開催予定日については、現在調整中でございます。後日、調整結果を御連絡させていただきます。 事務局からは以上です。
今泉部会長	はい、わかりました。 事務局は、今回付した付帯意見への対応状況などを次回の部会の席上で報告してください。また、議事録を取りまとめ、議事録署名人である■■■■委員の署名を受けてください。 以上をもちまして、本日の審議は終了とさせていただきます。 これにより、議長の任を終え、事務局にお返ししたいと思います。
事務局 (石橋班長)	今泉部会長、ありがとうございました。 最後に、事務局を代表しまして、森林保全課長の松野から皆様に、お礼を申し上げます。
松野課長	(挨拶)
事務局 (石橋班長)	これにて、本日の林地保全部会を閉会いたします。お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございました。